

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第14章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表～第7表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	イラン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile Company of Iran	5	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

[ 現 行 ]

第1章～第14章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表～第7表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	イラン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile Company of Iran	5	-	<u>△</u> A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Bemobile (Solomon Islands) Limited	<u>△9</u>	—	<u>△A</u>	<u>△</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ポーランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		P4 Sp. z o.o.	6	—	A ● III	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ポーランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		P4 Sp. z o.o.	<u>△6</u>	—	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△III</u>	<u>△</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 7 月 22 日経企第 607 号)  
この改正規定は平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第14章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	イラン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile Company of Iran	5	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

[ 現 行 ]

第1章～第14章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者  
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	イラン・イスラム共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Mobile Company of Iran	5	-	△A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Bemobile (Solomon Islands) Limited</u>	<u>△9</u>	—	<u>△A</u>	<u>△</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ポーランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		P4 Sp. z o.o.	6	—	A ● III	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ソロモン諸島	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ポーランド共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		P4 Sp. z o.o.	<u>△6</u>	—	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△III</u>	<u>△</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 7 月 22 日経企第 607 号)  
この改正規定は平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>附 則（平成28年7月22日経企第607号）</p> <p>1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。 （ドコモ光新規工事料キャンペーン2の適用）</p> <p>2 この改正規定実施の日から平成28年9月30日までの間において、I P 通信網契約を締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにI P 通信網契約を締結する場合及び特定F T T H事業者の契約約款に規定するI P 通信網サービスの転用を利用して当社とI P 通信網契約を締結する場合を除きます。）した場合であって、その契約者回線の提供開始日が平成29年3月31日までの間であるときは、契約者は、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の合計額（以下この附則において「対象工事費」といいます。）の支払いを要しません。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p>